

常陸太田市観光公衆無線 LAN サービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、観光客等の利便性向上及び市の観光情報の発信力強化を図るため、常陸太田市長（以下、「市長」という。）が市観光施設等において開設した公衆無線 LAN サービス（以下、「本サービス」という。）の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

(規約の遵守)

第2条 本規約は、市長及び本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）に適用するものとし、利用者は、本規約に同意したものとみなす。

(提供するサービス)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 本サービスの利用可能施設は別表に定めるとおりとする。

3 本サービスの利用可能時間は前項の施設の開館時間とする。

4 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、本サービスを利用したインターネット上の有料サービスは利用者の負担とする。

5 本サービスを利用するために接続する SSID は「KANKOU-HITACHIOTA」、パスワードは「koumonnosato」とする。

6 利用者は、接続後に表示した Web ブラウザに必要事項を入力し利用申し込みを行うものとする。

(利用者の責務)

第4条 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

(機器の使用等)

第5条 市長は、本サービスへの接続に必要なパソコン、無線 LAN カード等の機器の貸出は行わないものとする。

2 利用者は、本サービスの利用可能施設における電源コンセントの利用はできないものとする。

3 市長は、本サービスの利用に関する設定等の技術的な相談は行わないこととし、利用者自身が、アクセスポイントまでの接続を行うこととする。

(セキュリティ対策)

第6条 本サービスへ接続した機器のセキュリティ対策は利用者で行うものとする。

2 本サービスはセキュリティ対策のため、通信に暗号化キーを設定するものとする。

3 本サービスの適切な利用を図るため、市長は、利用者のアクセスログや MAC アドレスを記録することができる。

(禁止事項等)

第7条 利用者は、法令等に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 第三者のプライバシー、著作権、その他の権利又は法律上保護すべき利益を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。

(2) 前号に掲げるもののほか、第三者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為。

(3) 第三者を誹謗中傷する行為。

(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる行為。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為。

(6) 前5号に掲げるもののほか、本サービスの運用管理に支障があると認められる行為。

2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、市長は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止することができる。

3 前2項に該当する利用者の行為によって市長、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、本サービスの利用後であっても、すべての法的責任を追うものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

4 市長は、第1項各号に掲げる事項に該当する行為を助長するおそれのあるサイトへの接続を制限することができる。

（サービス等の変更・中止・廃止等）

第8条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更することができる。

2 市長は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスを中止することができる。

3 市長は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスを廃止することができる。

4 本サービスの中止又は廃止により、利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、市長は一切の責任を負わないものとする。

（免責事項等）

第9条 本サービスの内容、利用者が本サービスを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について、市長は、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの利用によって生じた利用者のあらゆる損害について、市長は、一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市長は、一切の責任を負わないものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約又は本サービスに関連して市長と利用者間で紛争が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、平成28年3月1日から施行する。

別表

No	施設名	住所
1	常陸太田市観光案内センター	常陸太田市山下町998-23
2	西山の里 桃源	常陸太田市新宿町576
3	物産センターこめ工房	常陸太田市大里町4401-8
4	金砂ふるさと体験交流施設 かなさ笑楽校	常陸太田市下宮河内町820
5	西金砂そばの郷 そば工房	常陸太田市赤土町2408
6	西金砂湯けむりの郷 金砂の湯	常陸太田市上宮河内町336
7	ふるさとセンター 竜っちゃん乃湯	常陸太田市天下野町1629
8	水府物産センター	常陸太田市天下野町2133-6
9	プラトーさとみ	常陸太田市里川町863-35
10	里美温泉保養センター ぬく森の湯	常陸太田市大中町2076-6
11	里美総合交流ターミナル 里美ふれあい館	常陸太田市大中町3417-1